

名古屋市地域防災計画

— 地震災害対策計画編 —

＜令和 8 年 6 月 修正案＞

名古屋市防災会議

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
第 1 章 災害応急対策計画				
1		第 2 節 地震災害警戒本部等の設置及び運営 第 1～2 (略) 第 3 地震災害警戒本部の組織及び運営 1～3 (略) 4 本部室 (1)～(3) (略) (4) 本部幹事会議 ア 構成 (注 3) 防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言し、 <u>幹事に指示</u> することができる。 ◎別表 1－2－1 地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌 1 (略) 2 個別事項	第 2 節 地震災害警戒本部等の設置及び運営 第 1～2 (略) 第 3 地震災害警戒本部の組織及び運営 1～3 (略) 4 本部室 (1)～(3) (略) (4) 本部幹事会議 ア 構成 (注 3) 防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言 <u>(削除)</u> することができる。 ◎別表 1－2－1 地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌 1 (略) 2 個別事項	表記の整理

地震災害対策計画編

[illegible]

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前						修 正 後						備 考					
	66	第 8 病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係 1～4（略） 5 通信関係 西日本電信電話株式会社は、東海地震注意情報、警戒宣言時通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策上の重要通信を確保するため次の措置を行う。 (1) 地震防災応急対策等に関する広報 ア～ウ（略） エ 西日本電信電話株式会社東海支店における業務実施状況 第9～第15（略） 第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3（略） 4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1)（略） (2) 個別事項 ア～イ（略） ウ 施設別の措置 各施設における主な対応措置は次のとおりとする。						第 8 病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係 1～4（略） 5 通信関係 NTT西日本株式会社は、東海地震注意情報、警戒宣言時通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策上の重要通信を確保するため次の措置を行う。 (1) 地震防災応急対策等に関する広報 ア～ウ（略） エ NTT西日本株式会社東海支店における業務実施状況 第9～第15（略） 第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3（略） 4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1)（略） (2) 個別事項 ア～イ（略） ウ 施設別の措置 各施設における主な対応措置は次のとおりとする。						社名変更に伴う修正					
	86													組織改正に伴う修正					
		所管	施設名	東海地震注意 情報発表時		警戒宣言時		所管	施設名	東海地震注意 情報発表時		警戒宣言時							
			対応	備考	対応	備考			対応	備考	対応	備考							

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前						修 正 後						備 考
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		総務局	福利厚生施設(庁内施設・市内厚生寮)	(略)	(略)	(略)	(略)	福利厚生施設(庁内施設・市内厚生寮)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			市政資料館 <u>(追加)</u>	休館		休館		市政資料館、 <u>名古屋国際センター(会議室等)</u>	休館		休館			
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		観光文化交流局	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			<u>名古屋国際センター(会議室等)</u> 、市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山	休館		休館		<u>(削除)</u> 市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山荘、能楽堂、国際会議場、	休館		休館			

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前						修 正 後						備 考
	92		荘、能楽堂、国際 会議場、国際展示 場、名古屋城、揚 輝荘、旧川上貞奴 邸、文化のみち榑 木館、旧豊田佐助 邸、旧春田鉄次郎 邸						国際展示場、名古 屋城、揚輝荘、旧 川上貞奴邸、文化 のみち榑木館、旧 豊田佐助邸、旧春 田鉄次郎邸					社名変更に伴う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		第17 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達 1 (略) 2 収集・伝達系統及び手段 (表内) 西日本電信電話 (株)						第17 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達 1 (略) 2 収集・伝達系統及び手段 (表内) NTT西日本 (株)						
3	96	第 5 節 南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】 第 1 災害応急対策をとるべき期間 1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M <u>(追加)</u> 8.0 以上の最初の地震の発生から 1 週間（発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間をいう。以下同じ。）、後発地震（規模については最大クラ						第 5 節 南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】 第 1 災害応急対策をとるべき期間 1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M <u>w</u> 8.0 以上の最初の地震の発生から 1 週間（発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間をいう。以下同じ。）、後発地震（規模については最大クラス (M9						内閣府（南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン）の改訂に伴う

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																														
	105	ス（M9 クラス）の地震が発生することを想定）に対して警戒する措置をとるものとする。 第2（略） 第3 広報 1～3（略） 4 相談窓口 <table><tr><th>区分</th><th>事項</th><th>窓口</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4</td><td>電信電話に関するこ と</td><td><u>西日本電信電話</u>株式会 社（東海支店災害対策 室）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7</td><td>社会福祉施設及び学 校等（市立）の幼児、 児童、生徒等の帰宅に 関すること。</td><td>(略) (学校等) 総合的事項－市教育委 員会事務局<u>指導部指導 室（追加）</u></td></tr></table>	区分	事項	窓口	(略)	(略)	(略)	4	電信電話に関するこ と	<u>西日本電信電話</u> 株式会 社（東海支店災害対策 室）	(略)	(略)	(略)	7	社会福祉施設及び学 校等（市立）の幼児、 児童、生徒等の帰宅に 関すること。	(略) (学校等) 総合的事項－市教育委 員会事務局 <u>指導部指導 室（追加）</u>	クラス）の地震が発生することを想定）に対して警戒する措置をとるものとする。 第2（略） 第3 広報 1～3（略） 4 相談窓口 <table><tr><th>区分</th><th>事項</th><th>窓口</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4</td><td>電信電話に関するこ と</td><td><u>NTT 西日本</u>株式会社（東 海支店災害対策室）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7</td><td>社会福祉施設及び学 校等（市立）の幼児、 児童、生徒等の帰宅に 関すること。</td><td>(略) (学校等) 総合的事項－市教育委 員会事務局<u>教育支援部 義務教育課、高等学校 教育課、特別支援教育 課</u></td></tr></table>	区分	事項	窓口	(略)	(略)	(略)	4	電信電話に関するこ と	<u>NTT 西日本</u> 株式会社（東 海支店災害対策室）	(略)	(略)	(略)	7	社会福祉施設及び学 校等（市立）の幼児、 児童、生徒等の帰宅に 関すること。	(略) (学校等) 総合的事項－市教育委 員会事務局 <u>教育支援部 義務教育課、高等学校 教育課、特別支援教育 課</u>	修正
	区分	事項	窓口																															
(略)	(略)	(略)																																
4	電信電話に関するこ と	<u>西日本電信電話</u> 株式会 社（東海支店災害対策 室）																																
(略)	(略)	(略)																																
7	社会福祉施設及び学 校等（市立）の幼児、 児童、生徒等の帰宅に 関すること。	(略) (学校等) 総合的事項－市教育委 員会事務局 <u>指導部指導 室（追加）</u>																																
区分	事項	窓口																																
(略)	(略)	(略)																																
4	電信電話に関するこ と	<u>NTT 西日本</u> 株式会社（東 海支店災害対策室）																																
(略)	(略)	(略)																																
7	社会福祉施設及び学 校等（市立）の幼児、 児童、生徒等の帰宅に 関すること。	(略) (学校等) 総合的事項－市教育委 員会事務局 <u>教育支援部 義務教育課、高等学校 教育課、特別支援教育 課</u>																																
	110	第9 交通対策 1～3（略） 4 バス（名古屋市営バス） ア 南海トラフ地震臨時情報受領時 (ア)（略） (イ) 運行に関する措置 平常通り運行する。ただし、一部路線で運休	第9 交通対策 1～3（略） 4 バス（名古屋市営バス） ア 南海トラフ地震臨時情報受領時 (ア)（略） (イ) 運行に関する措置 平常通り運行する。ただし、一部路線で運休	社名変更に伴う修正																														
				組織改正に伴う修正																														
				表記の整理																														

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		または<u>迂</u>回運行を行う可能性がある。 第10～第12（略） 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応】 第1 災害応急対策をとるべき期間 1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において <u>M（追加）</u> 7.0以上 <u>M（追加）</u> 8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で <u>M（追加）</u> 7.0以上の地震（ただし太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（発生から168時間経過した以降の正時までの期間をいう。） 第2～第8（略） 第9 交通対策 1～2（略） 3 鉄道 (1)～(2)（略） (3) 名古屋臨海高速鉄道 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第9 3 (3) を（<u>巨大地震警戒</u>）を（巨大地震注意）と読み替えて準用する。 （略）	または<u>う</u>回運行を行う可能性がある。 （略） 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応】 第1 災害応急対策をとるべき期間 1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において <u>M_w</u>7.0以上 <u>M_w</u>8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で <u>M_w</u>7.0以上の地震（ただし太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（発生から168時間経過した以降の正時までの期間をいう。） 第2～第8（略） 第9 交通対策 1～2（略） 3 鉄道 (1)～(2)（略） (3) 名古屋臨海高速鉄道 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第9 3 (3) を（<u>調査中</u>）を（巨大地震注意）と読み替えて準用する。 （略）	内閣府（南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン）の改訂に伴う修正 名古屋臨海高速鉄道株式会社規程の改正に伴う修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	120	南海トラフ地震臨時情報発表のフロー ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース) ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース) ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)	観測した異常な現象 ※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース) ※2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース) ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)	内閣府（南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン）の改訂に伴う修正
4		第6節 災害警戒本部の設置及び運営 第1（略） 第2 警戒本部の組織及び運営 1～3（略） 4 本部室 (1)～(2)（略） (3) 本部室員会議	第6節 災害警戒本部の設置及び運営 第1（略） 第2 警戒本部の組織及び運営 1～3（略） 4 本部室 (1)～(2)（略） (3) 本部室員会議	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
	126	ア～エ（略） オ 防災調整官は、本部室長及び副本部室長に進言 <u>し、本部室員に指示</u> することができる。	ア～エ（略） オ 防災調整官は、本部室長及び副本部室長に進言 <u>（削除）</u> することができる。	表記の整理																
	127	カ～ク（略） ケ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時における本部室員会議の名称は、「南海トラフ地震対策連絡会議」と <u>（追加）</u>	カ～ク（略） ケ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時における本部室員会議の名称は、「南海トラフ地震対策連絡会議」と <u>する。</u>	表記の整理																
5	132	第7節 災害対策本部の設置 第1（略） 第2 本部の組織及び運営 1～3（略） 4 本部室 (1)～(3)（略） (4) 本部幹事会議 ア 構成 (注3) 防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言 <u>し、幹事に指示する</u> ことができる。	第7節 災害対策本部の設置 第1（略） 第2 本部の組織及び運営 1～3（略） 4 本部室 (1)～(3)（略） (4) 本部幹事会議 ア 構成 (注3) 防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言 <u>（削除）</u> することができる。	表記の整理																
	138	◎別表1－7－2 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 <table><tr><th>部・区本部</th><th>担当部署</th><th>部長又は区本部長</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>庶務部</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>1～7（略） <u>（追加）</u></td></tr></table>	部・区本部	担当部署	部長又は区本部長	事務分掌	庶務部	（略）	（略）	1～7（略） <u>（追加）</u>	◎別表1－7－2 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 <table><tr><th>部・区本部</th><th>担当部署</th><th>部長又は区本部長</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>庶務部</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>1～7（略） <u>8 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関</u></td></tr></table>	部・区本部	担当部署	部長又は区本部長	事務分掌	庶務部	（略）	（略）	1～7（略） <u>8 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関</u>	組織改正に伴う修正
部・区本部	担当部署	部長又は区本部長	事務分掌																	
庶務部	（略）	（略）	1～7（略） <u>（追加）</u>																	
部・区本部	担当部署	部長又は区本部長	事務分掌																	
庶務部	（略）	（略）	1～7（略） <u>8 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関</u>																	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前				修 正 後				備 考		
								<u>すること</u>				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
		観光文化 交流部	(略)	(略)	1 (略) <u>2 外国人の支援及 び外国からの救援 物資の受入れに関 すること</u>	観光文化 交流部	(略)	(略)	1 (略) <u>(削除)</u>			
6	153	第 8 節 初動活動体制 第 1～第 6 (略) ◎計画表 1-8-1 防災活動体制及び配備基準 1 防災活動体制 災害時の体制については、次のとおりとする。				第 8 節 初動活動体制 第 1～第 6 (略) ◎計画表 1-8-1 防災活動体制及び配備基準 1 防災活動体制 災害時の体制については、次のとおりとする。				防災気象情報の見 直し等に伴う修正		
		区 分	内 容	事 象 等	設 置 本 部 等	配 備 種 別	区 分	内 容	事 象 等		設 置 本 部 等	配 備 種 別
		準 備 体 制	(略)	1 次の注意報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) <u>(追加)</u> 大雨注意報 (2) <u>洪水注意報</u> (3) <u>(追加)</u> 高潮注意報 2 (略)		(略)	準 備 体 制	(略)	1 次の注意報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) <u>レベル 2</u> 大雨注意報 (2) <u>レベル 2 土砂災害注意 報</u> (3) <u>レベル 2</u> 高潮注意報 2 (略)			(略)
				(略)					(略)			
		警 戒 体 制	(略)	1 次の警報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) <u>(追加)</u> 大雨警報 <u>(浸水害)</u> (2) <u>大雨警報 (土砂災害)</u>	(略)	(略)	警 戒 体 制	(略)	1 次の警報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) <u>レベル 3</u> 大雨警報 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>		(略)	(略)

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前				修 正 後				備 考	
				(3) 暴風警報 (4) <u>洪水警報</u> (5) 暴風雪警報 <u>(追加)</u> 2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 4 市域において、震度4（気象台発表）の地震が発生したとき 5 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき				(2) 暴風警報 <u>(削除)</u> (3) 暴風雪警報 2 <u>木曽川中流レベル3 氾濫警報が発表されたとき</u> 3 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき 4 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 5 市域において、震度4（気象台発表）の地震が発生したとき 6 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき			
				(略)			(略)				
		非常体制	(略)	1 (略) 2 名古屋市に<u>高潮警報</u>が発表されたとき 3～4 (略)		非常体制	(略)	1 (略) 2 名古屋市に<u>レベル3（土砂災害、高潮）警報、レベル4（大雨、土砂災害、高潮）危険警報、レベル5（大雨、土砂災害、高潮）特別警報、又は暴風、波浪、暴風雪特別警報</u>が発表されたとき 3～4 (略)			

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前				修 正 後				備 考
				5 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同で行う洪水予報が発せられたとき <u>(追加)</u> <u>6</u> 市域において、震度 5 弱（気象台発表）以上の地震が発生したとき <u>7</u> その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき					5 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同で行う洪水予報が発せられたとき。<u>ただし木曽川中流に発表されたときを除く</u> <u>5</u> 市域において、震度 5 弱（気象台発表）以上の地震が発生したとき <u>6</u> その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	
	155	2 配備種別				2 配備種別				防災気象情報の見直し等に伴う修正
		配備種別	事象等	体制		配備種別	事象等	体制		
		準備	1 次の注意報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) <u>(追加)</u> 大雨注意報 (2) <u>洪水注意報</u> (3) <u>(追加)</u> 高潮注意報（注 1） 2～3（略）	（略）		（略）	1 次の注意報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) <u>レベル 2</u> 大雨注意報 (2) <u>レベル 2 土砂災害注意報</u> (3) <u>レベル 2</u> 高潮注意報（注 1） 2～3（略）	（略）		
		第 1 非常配	1 次の警報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) <u>(追加)</u> 大雨警報 <u>(浸水害)</u>	（略）		第 1 非常配	1 次の警報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) <u>レベル 3</u> 大雨警報 <u>(削除)</u>	（略）		

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考
			<u>(2) 大雨警報（土砂災害）</u> <u>(注 2)</u> (3) 暴風警報 <u>(4) 洪水警報</u> (5) 暴風雪警報 <u>(追加)</u> <u>2</u> 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき（注 3） <u>3</u> 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 （注 4） <u>4</u> 市域において、震度 4（気象台発表）の地震が発生したとき <u>5</u> その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき		<u>(削除)</u> (2) 暴風警報 <u>削除)</u> (3) 暴風雪警報 <u>(追加)</u> <u>2 木曽川中流レベル 3 氾濫警報が発表されたとき（注 2）</u> <u>3</u> 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき（注 3） <u>4</u> 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 （注 4） <u>5</u> 市域において、震度 4（気象台発表）の地震が発生したとき <u>6</u> その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	
	第 2 非常配備	1（略） 2 名古屋市に <u>(追加)</u> 高潮警報が発表されたとき（注 6） 3（略） 4 <u>気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同し</u>	市本部各部及び区本部の所要の人員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制	第 2 非常配備	1（略） 2 名古屋市に <u>レベル 3</u> 高潮警報が発表されたとき（注 6） 3（略） 4 <u>レベル 2 氾濫注意報が発表されたとき。ただし、木曽</u>	市本部各部及び区本部の所要の人員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考
			<u>て行う洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたときレベル 2 氾濫注意報が発表されたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く（注 8）（追加）</u> 5 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（出動）及び津波水防警報（出動）が発せられたときを除く。（注 <u>9</u>） 6（略） （注 5）台風の接近とは、気象庁が発表する台風情報の中で、本市が 12 時間以内に暴風警戒域に入ると予想された場合をいう （注 6）市本部各部及び別表 4 の該当区本部による配備体制 （注 7）市本部各部及び別表 2 の該当区本部による配備体制 （注 8）市本部各部及び別表 <u>5</u> 該当区本部による配備体制 <u>（追加）</u>		<u>川中流に発表されたときを除く（注 8）（注 9）</u> 5 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（出動）及び津波水防警報（出動）が発せられたときを除く。（注 <u>10</u>） 6（略） （注 5）台風の接近とは、気象庁が発表する台風情報の中で、本市が 12 時間以内に暴風警戒域に入ると予想された場合をいう （注 6）市本部各部及び別表 4 の該当区本部による配備体制 （注 7）市本部各部及び別表 2 の該当区本部による配備体制 （注 8）市本部各部及び別表 <u>1</u> 該当区本部による配備体制 <u>（注 9）木曽川中流については、市内に洪水が到達するまでに多大な時間を要することから、事態の</u>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考
			3 (略) 4 <u>気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 (氾濫警戒情報又は氾濫危険情報) が発せられたとき (注 10)</u> 5～7 (略)		3 (略) 4 <u>レベル 3 氾濫警報又はレベル 4 氾濫危険警報が発表されたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く (注 13) (注 14)</u> 5～7 (略)	<u>中流については、市内に洪水が到達するまでに多大な時間を要することから、事態の推移に伴い、必要に応じて上位の体制に移行する</u>
		第 4 非常配備	1 (略) 2 <u>気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報 (氾濫発生情報) が発せられたとき (注 11)</u> 3～5 (略)	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制 (注 11) 市本部各部及び別表 5 の該当区本部による配備体制 (追加)	第 4 非常配備 1 (略) 2 <u>レベル 5 氾濫特別警報が発表されたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く (注 15) (注 16)</u> 3～5 (略)	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制 (注 15) 市本部各部及び別表 1 の該当区本部による配備体制 <u>(注 16) 木曽川中流については、市内に洪水が到達するまでに多大な時間を要することから、事態の推移に伴い、必</u>

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後				備 考																						
	157						<u>要に応じて上位の体制に移行する</u>		防災気象情報の見直し等に伴う修正																						
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																								
		別表 1 <u>大雨警報（土砂災害）が発表された時の配備該当区本部</u>			別表 1 <u>河川氾濫に伴う防災気象情報が発表される河川名及び配備該当区本部</u>																										
		<table><tr><th><u>区本部</u></th></tr><tr><td><u>千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白</u></td></tr></table>			<u>区本部</u>	<u>千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白</u>	<table><tr><th><u>河川名</u> <u>（観測所）</u></th><th><u>区本部</u></th><th><u>河川名</u> <u>（観測所）</u></th><th><u>区本部</u></th></tr><tr><td><u>庄内川</u> <u>（志段味）</u></td><td><u>北、西、守山</u></td><td><u>新川</u> <u>（水場川外）</u></td><td><u>北、西、中川、港</u></td></tr><tr><td><u>庄内川</u> <u>（枇杷島）</u></td><td><u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u></td><td><u>天白川</u> <u>（天白川）</u></td><td><u>瑞穂、港、南、緑、名東、天白</u></td></tr><tr><td><u>庄内川</u> <u>（瀬古）</u></td><td><u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u></td><td><u>日光川</u> <u>（古瀬）</u></td><td><u>中川、港</u></td></tr><tr><td><u>木曽川中流</u> <u>（犬山、笠松）</u></td><td><u>西、中川、港</u></td><td></td><td></td></tr></table>				<u>河川名</u> <u>（観測所）</u>	<u>区本部</u>	<u>河川名</u> <u>（観測所）</u>	<u>区本部</u>	<u>庄内川</u> <u>（志段味）</u>	<u>北、西、守山</u>	<u>新川</u> <u>（水場川外）</u>	<u>北、西、中川、港</u>	<u>庄内川</u> <u>（枇杷島）</u>	<u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u>	<u>天白川</u> <u>（天白川）</u>	<u>瑞穂、港、南、緑、名東、天白</u>	<u>庄内川</u> <u>（瀬古）</u>	<u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u>	<u>日光川</u> <u>（古瀬）</u>	<u>中川、港</u>	<u>木曽川中流</u> <u>（犬山、笠松）</u>	<u>西、中川、港</u>			
		<u>区本部</u>																													
<u>千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白</u>																															
<u>河川名</u> <u>（観測所）</u>	<u>区本部</u>	<u>河川名</u> <u>（観測所）</u>	<u>区本部</u>																												
<u>庄内川</u> <u>（志段味）</u>	<u>北、西、守山</u>	<u>新川</u> <u>（水場川外）</u>	<u>北、西、中川、港</u>																												
<u>庄内川</u> <u>（枇杷島）</u>	<u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u>	<u>天白川</u> <u>（天白川）</u>	<u>瑞穂、港、南、緑、名東、天白</u>																												
<u>庄内川</u> <u>（瀬古）</u>	<u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u>	<u>日光川</u> <u>（古瀬）</u>	<u>中川、港</u>																												
<u>木曽川中流</u> <u>（犬山、笠松）</u>	<u>西、中川、港</u>																														
別表 2～別表 3（略）			別表 2～別表 3（略）																												
別表 4 <u>（追加）高潮警報（追加）が発表されたときの</u>			別表 4 <u>レベル 3 高潮警報・レベル 4 高潮危険警報</u> が発																												

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																											
		配備該当区本部 <table><tr><td>区本部</td></tr><tr><td>熱田、中川、港、南、緑</td></tr></table>	区本部	熱田、中川、港、南、緑	表されたときの配備該当区本部 <table><tr><td>高潮に関する情報</td><td>予想潮位(m)</td><td>区本部</td><td>配備種別</td></tr><tr><td>レベル3 高潮警報</td><td></td><td>熱田、中川、港、南、緑</td><td>第2非常配備</td></tr><tr><td rowspan="6">レベル4 高潮危険警報</td><td rowspan="2">2.5以上～ 4.1未満</td><td>熱田、中川、南、緑</td><td>第2非常配備</td></tr><tr><td>港</td><td>第3非常配備</td></tr><tr><td rowspan="2">4.1以上～ 4.5未満</td><td>熱田、南、緑</td><td>第2非常配備</td></tr><tr><td>中川、港</td><td>第3非常配備</td></tr><tr><td>4.5以上～ 5.2未満</td><td>中村、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑</td><td>第3非常配備</td></tr><tr><td>5.2以上</td><td>北、西、中村、中、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑、天白</td><td>第3非常配備</td></tr></table>	高潮に関する情報	予想潮位(m)	区本部	配備種別	レベル3 高潮警報		熱田、中川、港、南、緑	第2非常配備	レベル4 高潮危険警報	2.5以上～ 4.1未満	熱田、中川、南、緑	第2非常配備	港	第3非常配備	4.1以上～ 4.5未満	熱田、南、緑	第2非常配備	中川、港	第3非常配備	4.5以上～ 5.2未満	中村、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑	第3非常配備	5.2以上	北、西、中村、中、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑、天白	第3非常配備	
区本部																															
熱田、中川、港、南、緑																															
高潮に関する情報	予想潮位(m)	区本部	配備種別																												
レベル3 高潮警報		熱田、中川、港、南、緑	第2非常配備																												
レベル4 高潮危険警報	2.5以上～ 4.1未満	熱田、中川、南、緑	第2非常配備																												
		港	第3非常配備																												
	4.1以上～ 4.5未満	熱田、南、緑	第2非常配備																												
		中川、港	第3非常配備																												
	4.5以上～ 5.2未満	中村、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑	第3非常配備																												
	5.2以上	北、西、中村、中、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑、天白	第3非常配備																												
		※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。	※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。																												
		別表 5 洪水予報が発せられる河川名及び配備該当区本部	別表 5 レベル3 土砂災害警報・レベル4 土砂災害危険警報が発表されたときの配備該当区本部																												
		気象庁長官と国土交通大臣 気象庁長官と愛知県知事	区本部																												

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前				修 正 後		備 考																						
		<table><tr><td colspan="2"><u>が共同して行う洪水予報</u></td><td colspan="2"><u>が共同して行う洪水予報</u></td></tr><tr><td><u>河川名</u> (観測所)</td><td><u>区本部</u></td><td><u>河川名</u> (観測所)</td><td><u>区本部</u></td></tr><tr><td><u>庄内川</u> (志段味)</td><td><u>北、西、守山</u></td><td><u>新川</u> (水場川外)</td><td><u>北、西、中川、港</u></td></tr><tr><td><u>庄内川</u> (枇杷島)</td><td><u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u></td><td><u>天白川</u> (天白川)</td><td><u>瑞穂、港、南、緑、名東、天白</u></td></tr><tr><td><u>庄内川</u> (瀬古)</td><td><u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u></td><td><u>日光川</u> (古瀬)</td><td><u>中川、港</u></td></tr></table> ※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。				<u>が共同して行う洪水予報</u>		<u>が共同して行う洪水予報</u>		<u>河川名</u> (観測所)	<u>区本部</u>	<u>河川名</u> (観測所)	<u>区本部</u>	<u>庄内川</u> (志段味)	<u>北、西、守山</u>	<u>新川</u> (水場川外)	<u>北、西、中川、港</u>	<u>庄内川</u> (枇杷島)	<u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u>	<u>天白川</u> (天白川)	<u>瑞穂、港、南、緑、名東、天白</u>	<u>庄内川</u> (瀬古)	<u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u>	<u>日光川</u> (古瀬)	<u>中川、港</u>	<table><tr><td colspan="2"><u>千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白</u></td></tr></table> ※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。		<u>千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白</u>		
<u>が共同して行う洪水予報</u>		<u>が共同して行う洪水予報</u>																												
<u>河川名</u> (観測所)	<u>区本部</u>	<u>河川名</u> (観測所)	<u>区本部</u>																											
<u>庄内川</u> (志段味)	<u>北、西、守山</u>	<u>新川</u> (水場川外)	<u>北、西、中川、港</u>																											
<u>庄内川</u> (枇杷島)	<u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u>	<u>天白川</u> (天白川)	<u>瑞穂、港、南、緑、名東、天白</u>																											
<u>庄内川</u> (瀬古)	<u>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</u>	<u>日光川</u> (古瀬)	<u>中川、港</u>																											
<u>千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白</u>																														
7	166	第 9 節 情報連絡活動 第 1～第 2 (略) 第 3 情報等の種別及び収集・伝達 1～2 (略) 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達系統及び伝達手段 (表内) <u>西日本電信電話</u> (株) <table><tr><td>区分</td><td>伝達手段 (左から優先活用順)</td></tr><tr><td>②</td><td>ファクシミリ (<u>西日本電信電話</u>(株)は警報のみ)</td></tr></table>				区分	伝達手段 (左から優先活用順)	②	ファクシミリ (<u>西日本電信電話</u> (株)は警報のみ)	第 9 節 情報連絡活動 第 1～第 2 (略) 第 3 情報等の種別及び収集・伝達 1～2 (略) 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達系統及び伝達手段 (表内) <u>NTT 西日本</u>(株) <table><tr><td>区分</td><td>伝達手段 (左から優先活用順)</td></tr><tr><td>②</td><td>ファクシミリ (<u>NTT 西日本</u>(株)は警報のみ)</td></tr></table>		区分	伝達手段 (左から優先活用順)	②	ファクシミリ (<u>NTT 西日本</u> (株)は警報のみ)	社名変更に伴う修正														
区分	伝達手段 (左から優先活用順)																													
②	ファクシミリ (<u>西日本電信電話</u> (株)は警報のみ)																													
区分	伝達手段 (左から優先活用順)																													
②	ファクシミリ (<u>NTT 西日本</u> (株)は警報のみ)																													

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	168	3 被害情報 (1) (略) (2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段 (表内) <u>西日本電信電話</u> (株)	3 被害情報 (1) (略) (2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段 (表内) <u>NTT西日本</u> (株)	社名変更に伴う修正
	173	第4 通信連絡手段の確保及び活用 1～4 (略) 5 通信施設の応急復旧 各部・区本部は、発災後すみやかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設については、 <u>西日本電信電話</u> 株式会社等の協力を得て、応急復旧措置を講ずる。	第4 通信連絡手段の確保及び活用 1～4 (略) 5 通信施設の応急復旧 各部・区本部は、発災後すみやかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設については、 <u>NTT 西日本</u> 株式会社等の協力を得て、応急復旧措置を講ずる。	
8	179	第10節 広報・広聴活動 第1 広報活動 1 (略) 2 地震発生直後の広報事項の伝達系統 (表内) <u>西日本電信電話</u> (株)	第10節 広報・広聴活動 第1 広報活動 1 (略) 2 地震発生直後の広報事項の伝達系統 (表内) <u>NTT 西日本</u> (株)	社名変更に伴う修正
	181	4 要配慮者への広報 (1) (略) (2) 外国人 外国人への情報提供は、 <u>観光文化交流部</u> が(公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、上記 3(7)の広報紙の翻訳などにより情報提供を行う。	4 要配慮者への広報 (1) (略) (2) 外国人 外国人への情報提供は、 <u>庶務部</u> が(公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、上記 3(7)の広報紙の翻訳などにより情報提供を行う。	組織改正に伴う修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																		
9	186	第 12 節 応援要請 第 1 他の地方公共団体等への応援要請 1 応援要請の種類 (1) (略) (2) 協定、覚書に基づく要請 <table><tr><td>名称</td><td>締結団体・機関</td><td>所管局</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防相互応援協定</td><td>名古屋市、近隣 7 市町及び 4 消防一部事務組合</td><td>消防局</td></tr></table>	名称	締結団体・機関	所管局	(略)	(略)	(略)	消防相互応援協定	名古屋市、近隣 7 市町及び 4 消防一部事務組合	消防局	第 12 節 応援要請 第 1 他の地方公共団体等への応援要請 1 応援要請の種類 (1) (略) (2) 協定、覚書に基づく要請 <table><tr><td>名称</td><td>締結団体・機関</td><td>所管局</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防相互応援協定</td><td>名古屋市、近隣 9 市町及び 4 消防一部事務組合</td><td>消防局</td></tr></table>	名称	締結団体・機関	所管局	(略)	(略)	(略)	消防相互応援協定	名古屋市、近隣 9 市町及び 4 消防一部事務組合	消防局	協定の再締結に伴う修正
名称	締結団体・機関	所管局																				
(略)	(略)	(略)																				
消防相互応援協定	名古屋市、近隣 7 市町及び 4 消防一部事務組合	消防局																				
名称	締結団体・機関	所管局																				
(略)	(略)	(略)																				
消防相互応援協定	名古屋市、近隣 9 市町及び 4 消防一部事務組合	消防局																				
10	213	第 14 節 避難 第 1～第 3 (略) 第 4 指定避難所の開設及び運営 1 (略) 2 指定避難所の管理運営 (1)～(2) (略) (3) 運営 指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えとともに、代表管理者及び各班班長は、要配慮者への対応や、(追加) プライバシーなどの人権への配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。	第 14 節 避難 第1～第3 (略) 第 4 指定避難所の開設及び運営 1 (略) 2 指定避難所の管理運営 (1)～(2) (略) (3) 運営 指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えとともに、代表管理者及び各班班長は、要配慮者への対応 (削除)、男女平等参画の視点及びプライバシーなどの人権への配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。	表記の整理																		

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
11	223	第 15 節 医療救護・保健衛生 【保健衛生】 第 1 (略) 第 2 保健衛生 1 (略) 2 精神医療救護活動 (1) 愛知県精神科病院協会・愛知精神神経科診療所協会 <u>(追加)</u> と連絡調整し、市内精神科医療機関の被災状況及び診療応需体制等を把握し、保健センターなど各関係機関へ情報提供等を行うことにより、精神障害者の治療継続を図る。 (2) 精神保健福祉センターにおいて、<u>こころのケアチームを編成する。なお、こころのケアチームは、精神科医師、保健師、事務職員等で構成する。</u> (3) <u>こころのケアチームは、保健救護班と連携し、被災体験や治療の中断による精神症状の増悪、PTSD (心的外傷後ストレス障害)、指定避難所等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等のこころの健康の保持増進等に対応するため、指定避難所等を巡回し、診療・相談に応じる。</u> (4) 被害状況を踏まえ、<u>本部長は、愛知県 (追加)</u> に対し DPAT (災害派遣精神医療チーム) の派遣要請を行う	第 15 節 医療救護・保健衛生 【保健衛生】 第 1 (略) 第 2 保健衛生 1 (略) 2 精神医療救護活動 (1) 愛知県精神科病院協会・愛知精神神経科診療所協会<u>等</u>と連絡調整し、市内精神科医療機関の被災状況及び診療応需体制等を把握し、保健センターなど各関係機関へ情報提供等を行うことにより、精神障害者の治療継続を図る。 (2) 精神保健福祉センターにおいて、<u>名古屋市保健所や保健センターに対して技術支援を行う。</u> (3) <u>医療機関の被害状況に応じ、措置入院患者等の受診調整や転院の調整を行う。</u> (4) 被害状況を踏まえ、<u>(削除)</u> 愛知県 <u>DPAT 調整本部</u> に対し DPAT (災害派遣精神医療チーム) の派遣要請を行う	組織改正に伴う改正
	225	第 3～第 4 (略) <u>(追加)</u>	第 3～第 4 (略) <u>第 5 公衆浴場における入浴支援</u>	協定の締結に伴う

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		第 <u>5</u> 関係機関との連絡及び協力要請 (略) (資料) (略) <u>(追加)</u>	<u>本部長は、被害状況に応じて、愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合に対し、被災者への入浴支援の協力を要請する。健康福祉部及び区本部保健センター班（千種区・中村区・中区・南区に限る。）は、協力の得られる公衆浴場を確保し、入浴支援に関する連絡調整及び施設の衛生指導を行う。</u> 第 <u>6</u> 関係機関との連絡及び協力要請 (略) (資料) (略) ・ <u>災害時ペットの避難支援に関する協定書（市対特定非営利活動法人日本動物介護センター）（附属資料編 計画参考 43-1）</u>	修正 新規協定の締結に伴う修正
12	227	第 16 節 輸送・道路等応急対策 【輸送】 第 1～第 2 (略) 第 3 緊急通行車両等の確認申出手続 災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に確認申出の手続がなされている車両にあっては、特に手続<u>き</u>を要さず、緊急通行車両等として通行可能となることから、事前に所定の手続を進めるとともに、災害発生時に確認申出手続をする必要が生じた車両にあっては、各部、区本部にて愛知県庁へ緊急通行車両等の確認申出を行う。ただし、被災状況等により、最寄りの愛知	第 16 節 輸送・道路等応急対策 【輸送】 第 1～第 2 (略) 第 3 緊急通行車両等の確認申出手続 災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に確認申出の手続がなされている車両にあっては、特に手続<u>(削除)</u>を要さず、緊急通行車両等として通行可能となることから、事前に所定の手続を進めるとともに、災害発生時に確認申出手続をする必要が生じた車両にあっては、各部、区本部にて愛知県庁へ緊急通行車両等の確認申出を行う。ただし、被災状況等により、最寄り	表記の整理

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																		
	231	県庁に確認申出できないときは、最寄りの警察署交通課へ確認申出する。 【道路等応急対策】 第1～第5（略） 第6 交通規制 1（略） 2 交通管理者による交通規制 本編 第1章 第25節 第2 交通対策を参照するものとする。 なお、緑政土木部は、愛知県警察本部との「大地震における災害発生時の相互協力等に関する覚書」に基づき、緊急輸送道路の通行可否情報をすみやかに提供するとともに、緊急交通路についての情報を求め、相互に協力して交通規制の実施に必要な措置を講ずる。	の愛知県庁に確認申出できないときは、最寄りの警察署交通課へ確認申出する。 【道路等応急対策】 第1～第5（略） 第6 交通規制 1（略） 2 交通管理者による交通規制 本編 第1章 第26節 第2 交通対策を参照するものとする。 なお、緑政土木部は、愛知県警察本部との「大地震における災害発生時の相互協力等に関する覚書」に基づき、緊急輸送道路の通行可否情報をすみやかに提供するとともに、緊急交通路についての情報を求め、相互に協力して交通規制の実施に必要な措置を講ずる。	表記の整理																		
13	234 235	第17節 食品・生活必需品の供給 第1 供給の基本方針 1 食品 (1)（略） (2) 食品の品目例：ビスケット、アルファ化米、<u>粉</u>ミルク <u>(追加)</u>、パン、弁当、缶詰等 第2（略） 第3 物資の供給体制 1 市本部物資班及び区本部の任務 <table><tr><td colspan="2">担当部</td><td>分担任務</td></tr><tr><td>市本部</td><td>健康福祉部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>物資班</td><td>子ども青少年部</td><td>(略)</td></tr></table>	担当部		分担任務	市本部	健康福祉部	(略)	物資班	子ども青少年部	(略)	第17節 食品・生活必需品の供給 第1 供給の基本方針 1 食品 (1)（略） (2) 食品の品目例：ビスケット、アルファ化米、<u>(削除)</u>ミルク <u>(粉・液体)</u>、パン、弁当、缶詰等 第2（略） 第3 物資の供給体制 1 市本部物資班及び区本部の任務 <table><tr><td colspan="2">担当部</td><td>分担任務</td></tr><tr><td>市本部</td><td>健康福祉部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>物資班</td><td>子ども青少年部</td><td>(略)</td></tr></table>	担当部		分担任務	市本部	健康福祉部	(略)	物資班	子ども青少年部	(略)	表記の整理
担当部		分担任務																				
市本部	健康福祉部	(略)																				
物資班	子ども青少年部	(略)																				
担当部		分担任務																				
市本部	健康福祉部	(略)																				
物資班	子ども青少年部	(略)																				

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考
			<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		
		経理部	(略)	庶務部	<u>1 外国からの救援物資の受入れの実施</u>	
		経済部	(略)	経理部	(略)	
		観光文化交流部	<u>1 外国からの救援物資の受け入れの実施</u> <u>2 緊急物資集配拠点の管理運営</u>	経済部	<u>(削除)</u> <u>1 緊急物資集配拠点の管理運営</u>	
		環境部	(略)	観光文化交流部	(略)	
		区本部	(略)	環境部	(略)	
				区本部	(略)	
14	239	第 18 節 要配慮者支援 第 1 (略) 第 2 実施体制 1 担当部		第 18 節 要配慮者支援 第 1 (略) 第 2 実施体制 1 担当部		組織改正に伴う修正
		担当部	分担任務	担当部	分担任務	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		<u>観 光 文 化 交 流 部</u>	1 外国人の支援に関すること 2 外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること	<u>庶 務 部</u>	1 外国人の支援に関すること 2 外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	240	2 実施方法 (1)～(2) (略) (3) <u>観光文化交流部観光交流班</u> 及び子ども青少年部は、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。		2 実施方法 (1)～(2) (略) (3) <u>庶務部国際班</u> 及び子ども青少年部は、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。		

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後			備 考
	240	第 3 (略) 第 4 避難生活の確保 1 (略) 2 指定避難所における生活の確保 要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、 <u>観光文化交流部観光交流班</u> 、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。			第 3 (略) 第 4 避難生活の確保 1 (略) 2 指定避難所における生活の確保 要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、 <u>庶務部国際班</u> 、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。			組織改正に伴う修正
	241	(1)～(2) (略) (3) ねたきりの高齢者等、介護が必要な要配慮者に対し、保健師、 <u>ホームヘルパー</u> やガイドヘルパー等を派遣する。 3 緊急援護の実施 (1)～(2) (略) (3) その他在宅援護として <u>ホームヘルパー</u> ・ガイドヘルパーの派遣、日常生活用品の給付等を実施する。 4 (略) (資料) (略) <u>(追加)</u>			(1)～(2) (略) (3) ねたきりの高齢者等、介護が必要な要配慮者に対し、保健師、 <u>訪問介護員</u> やガイドヘルパー等を派遣する。 3 緊急援護の実施 (1)～(2) (略) (3) その他在宅援護として <u>訪問介護員</u> ・ガイドヘルパーの派遣、日常生活用品の給付等を実施する。 (資料) (略) ・ <u>災害時における要配慮者の搬送に関する協定書（市対愛知県災害救援搬送チーム）（附属資料編 計画参考 43-5）</u>			
15	260	第 23 節 ボランティアとの連携 第 1 平常時の連携 (略) 連携を図る団体・活動内容担当部 (局)			第 23 節 ボランティアとの連携 第 1 平常時の連携 (略) 連携を図る団体・活動内容担当部 (局)			新規協定の締結に伴う修正
		第 23 節 ボランティアとの連携 第 1 平常時の連携 (略)			第 23 節 ボランティアとの連携 第 1 平常時の連携 (略)			

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後			備 考
		関係機関			関係機関			正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(公財) 名古屋国際センター	外国人の支援	<u>観光文化交流局</u>	(公財) 名古屋国際センター	外国人の支援	<u>総務局、スポーツ市民局</u>	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		第2 ボランティアの育成・教育 1～2 (略) 3 ボランティアのネットワーク化の推進 災害時においては、ボランティアの活動は、多くの分野で同時に効率的かつ機動的に行わなければならないため、各種のボランティア団体相互における補完関係が必要であるとともに、人的・物的応援協力関係が不可欠である。 このため、ボランティア関係機関・団体等が相互に交流・協力を深め、ネットワークを築いていけるように支援するとともに、災害時のボランティア活動において核となるコーディネーターの養成をボランティア団体などの協力のもとに推進する。 <u>(追加)</u>			第2 ボランティアの育成・教育 1～2 (略) 3 ボランティアのネットワーク化の推進 災害時においては、ボランティアの活動は、多くの分野で同時に効率的かつ機動的に行わなければならないため、各種のボランティア団体相互における補完関係が必要であるとともに、人的・物的応援協力関係が不可欠である。 このため、ボランティア関係機関・団体等が相互に交流・協力を深め、ネットワークを築いていけるように支援するとともに、災害時のボランティア活動において核となるコーディネーターの養成をボランティア団体などの協力のもとに推進する。 <u>また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。</u>			
16	第 25 節 区の応急対策活動 第 1～第 4 (略) 第 5 広報・広聴活動	第 25 節 区の応急対策活動 第 1～第 4 (略) 第 5 広報・広聴活動						

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	273	1 広報活動 (1) (略) (2) 広報の伝達系統 (表内) <u>西日本電信電話</u> (株)	1 広報活動 (1) (略) (2) 広報の伝達系統 (表内) <u>NTT 西日本</u> (株)	社名変更に伴う修正
	274	2 要配慮者への広報 (1) (略) (2) 外国人 外国語による広報紙やチラシ等により情報提供を行うとともに、 <u>観光文化交流部観光交流班</u> （必要に応じ、(公財) 名古屋国際センター）に外国人が避難している施設への語学ボランティアの派遣を要請する。	2 要配慮者への広報 (1) (略) (2) 外国人 外国語による広報紙やチラシ等により情報提供を行うとともに、 <u>庶務部国際班</u> （必要に応じ、(公財) 名古屋国際センター）に外国人が避難している施設への語学ボランティアの派遣を要請する。	組織改正に伴う修正
	279	第 6 (略) 第 7 応急救助活動 1～5 (略) 6 その他 区本部は、 <u>(追加)</u> 上記の活動のほか、区域内の応急救助活動全般について、可能な限り協力する。	第 6 (略) 第 7 応急救助活動 1～5 (略) 6 その他 区本部は、 <u>り災者の食事、洗濯、トイレ、入浴等に関するニーズを早急に把握するとともに、必要に応じて国の災害対応車両登録制度を活用する。</u> <u>また、</u> 上記の活動のほか、区域内の応急救助活動全般について、可能な限り協力する。	災害対応車両等登録規程（令和 7 年内閣府告示第 92 号）の規定に伴う修正
17		第 26 節 地域安全・交通対策 第 1 地域安全対策 1 県警察における措置 (1)～(2) (略)	第 26 節 地域安全・交通対策 第 1 地域安全対策 1 県警察における措置 (1)～(2) (略)	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																										
	283	<u>(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</u> <u>警察本部長は、被災地の救援・救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</u>	<u>(削除)</u>	協定の破棄に伴う修正																																																										
18	291	第 27 節 ライフライン施設の応急対策 【給水及び水道施設等応急対策】 第 1 給水対策 1 (略) 2 給水体制 (1)～(4) (略) 給水能力―1～給水能力―2 (略) 給水能力―3 (拠点給水) 令和 6 年 4 月 1 日 <table><tr><td colspan="2">資機材名</td><td>数量</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">仮設給水栓</td><td>16 栓</td><td>12 基</td></tr><tr><td>4 栓</td><td>136 基</td></tr><tr><td>携帯型 4 栓</td><td>432 基</td></tr><tr><td colspan="2">地下式給水栓</td><td>398 か所</td></tr><tr><td colspan="3">給水能力―4 (その他)</td></tr><tr><td colspan="3">令和 7 年 4 月 1 日</td></tr><tr><td>資機材名</td><td>数量</td><td>備考</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	資機材名		数量	(略)	(略)	(略)	仮設給水栓	16 栓	12 基	4 栓	136 基	携帯型 4 栓	432 基	地下式給水栓		398 か所	給水能力―4 (その他)			令和 7 年 4 月 1 日			資機材名	数量	備考	(略)	(略)	(略)	第 23 節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 第 1 給水対策 1 (略) 2 給水体制 (1)～(4) (略) 給水能力―1～給水能力―2 (略) 給水能力―3 (拠点給水) 令和 8 年 4 月 1 日 <table><tr><td>資機材名</td><td></td><td>数量</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>仮設給水栓</td><td>16 栓</td><td>12 基</td></tr><tr><td></td><td>4 栓</td><td>131 基</td></tr><tr><td></td><td>携帯型 4 栓</td><td>402 基</td></tr><tr><td>地下式給水栓</td><td></td><td>399 か所</td></tr><tr><td colspan="3">給水能力―4 (その他)</td></tr><tr><td colspan="3">令和 8 年 4 月 1 日</td></tr><tr><td>資機材名</td><td>数量</td><td>備考</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	資機材名		数量	(略)	(略)	(略)	仮設給水栓	16 栓	12 基		4 栓	131 基		携帯型 4 栓	402 基	地下式給水栓		399 か所	給水能力―4 (その他)			令和 8 年 4 月 1 日			資機材名	数量	備考	(略)	(略)	(略)	時点更新
資機材名		数量																																																												
(略)	(略)	(略)																																																												
仮設給水栓	16 栓	12 基																																																												
	4 栓	136 基																																																												
	携帯型 4 栓	432 基																																																												
地下式給水栓		398 か所																																																												
給水能力―4 (その他)																																																														
令和 7 年 4 月 1 日																																																														
資機材名	数量	備考																																																												
(略)	(略)	(略)																																																												
資機材名		数量																																																												
(略)	(略)	(略)																																																												
仮設給水栓	16 栓	12 基																																																												
	4 栓	131 基																																																												
	携帯型 4 栓	402 基																																																												
地下式給水栓		399 か所																																																												
給水能力―4 (その他)																																																														
令和 8 年 4 月 1 日																																																														
資機材名	数量	備考																																																												
(略)	(略)	(略)																																																												

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		非常用給水袋 <u>83,800</u> 6 L/個（上下水道局）	非常用給水袋 <u>114,800</u> 6 L/個（上下水道局）	
		第2～第3（略） 【下水道施設応急対策】	第2～第3（略） 【下水道施設応急対策】	
		第1（略）	第1（略）	
		第2 下水道施設対策	第2 下水道施設対策	
		1（略）	1（略）	
294		2 <u>管きょ</u> 、水処理センター、ポンプ所 <u>（追加）</u> の破損により処理不能あるいは排水不能の事態が発生した場合は、連絡管により他の水処理センター、ポンプ所へ送水を図る。	2 <u>（削除）</u> 水処理センター、ポンプ所 <u>及び管路</u> の破損により処理不能あるいは排水不能の事態が発生した場合は、連絡管により他の水処理センター、ポンプ所へ送水を図る。	表記の整理
295		【電信電話施設応急復旧計画（ <u>西日本電信電話</u> 株式会社）	【電信電話施設応急復旧計画（ <u>NTT 西日本</u> 株式会社）	社名変更に伴う修正
		<u>西日本電信電話</u> 株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。	<u>NTT 西日本</u> 株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。	
		第1～第2（略）	第1～第2（略）	
		第3 電話、電報の優先利用	第3 電話、電報の優先利用	
		1～3（略）	1～3（略）	
297		4 非常又は緊急電報の利用方法 非常又は緊急電報は、電話により発信する場合は、市外局番なしの「115」番（ <u>*22時以降</u> から <u>翌朝8時</u>	4 非常又は緊急電報の利用方法 非常又は緊急電報は、電話により発信する場合は、市外局番なしの「115」番（ <u>8時</u> から <u>19時まで</u> <u>（削</u>	表記の整理

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																														
	304	までは、<u>0120-000115</u> で受付) にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げて申し込む。<u>(追加)</u> 【電力施設応急復旧計画(中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A)】 第 1 (略) 第 2 応急対策 (電力復旧) 1 (略) 2 非常災害対策本部の設置 〔中部電力パワーグリッド(株) 支社一覧〕 <table><tr><th>本部名</th><th>所在地</th><th>電話</th></tr><tr><td>名古屋支社</td><td>名古屋市中区千代田二丁目 12－14</td><td><u>0120-929-113</u></td></tr><tr><td>旭名東支社</td><td>尾張旭市庄南町二丁目 1－10</td><td><u>0120-929-265</u></td></tr><tr><td>一宮支社</td><td>一宮市浜町 6 丁目 2</td><td><u>0120-929-708</u></td></tr><tr><td>半田支社</td><td>半田市東洋町一丁目 3－3</td><td><u>0120-929-493</u></td></tr></table>	本部名	所在地	電話	名古屋支社	名古屋市中区千代田二丁目 12－14	<u>0120-929-113</u>	旭名東支社	尾張旭市庄南町二丁目 1－10	<u>0120-929-265</u>	一宮支社	一宮市浜町 6 丁目 2	<u>0120-929-708</u>	半田支社	半田市東洋町一丁目 3－3	<u>0120-929-493</u>	<u>除</u>) 受付) にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げて申し込む。<u>(電報お申込みサイト(D-MAIL) は 24 時間受付)</u> 【電力施設応急復旧計画(中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A)】 第 1 (略) 第 2 応急対策 (電力復旧) 1 (略) 2 非常災害対策本部の設置 〔中部電力パワーグリッド(株) 支社一覧〕 <table><tr><th>本部名</th><th>所在地</th><th>電話</th></tr><tr><td>名古屋支社</td><td>名古屋市中区千代田二丁目 12－14</td><td><u>052-243-9100</u></td></tr><tr><td>旭名東支社</td><td>尾張旭市庄南町二丁目 1－10</td><td><u>052-778-1221</u></td></tr><tr><td>一宮支社</td><td>一宮市浜町 6 丁目 2</td><td><u>0586-73-7140</u></td></tr><tr><td>半田支社</td><td>半田市東洋町一丁目 3－3</td><td><u>0569-21-5110</u></td></tr></table>	本部名	所在地	電話	名古屋支社	名古屋市中区千代田二丁目 12－14	<u>052-243-9100</u>	旭名東支社	尾張旭市庄南町二丁目 1－10	<u>052-778-1221</u>	一宮支社	一宮市浜町 6 丁目 2	<u>0586-73-7140</u>	半田支社	半田市東洋町一丁目 3－3	<u>0569-21-5110</u>	表記の整理
本部名	所在地	電話																																
名古屋支社	名古屋市中区千代田二丁目 12－14	<u>0120-929-113</u>																																
旭名東支社	尾張旭市庄南町二丁目 1－10	<u>0120-929-265</u>																																
一宮支社	一宮市浜町 6 丁目 2	<u>0120-929-708</u>																																
半田支社	半田市東洋町一丁目 3－3	<u>0120-929-493</u>																																
本部名	所在地	電話																																
名古屋支社	名古屋市中区千代田二丁目 12－14	<u>052-243-9100</u>																																
旭名東支社	尾張旭市庄南町二丁目 1－10	<u>052-778-1221</u>																																
一宮支社	一宮市浜町 6 丁目 2	<u>0586-73-7140</u>																																
半田支社	半田市東洋町一丁目 3－3	<u>0569-21-5110</u>																																
19	310	第 28 節 交通施設の応急対策 【名古屋鉄道株式会社】 第 1 (略) 第 2 対策 1 (略) 2 応急措置 (1)～(3) (略) (4) 通信連絡体制	第 28 節 交通施設の応急対策 【名古屋鉄道株式会社】 第 1 (略) 第 2 対策 1 (略) 2 応急措置 (1)～(3) (略) (4) 通信連絡体制	社名変更に伴う修																														

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	311	鉄道電話を第一優先とし、他に<u>西日本電信電話</u>株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。 【近畿日本鉄道株式会社】 第 1 (略) 第 2 対策 1 (略) 2 応急措置 (1)～(2) (略) (3) 諸施設関係 ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、社内「地震・津波<u>発生時の</u>取扱内規」の各部門の点検チェック表により、諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。	鉄道電話を第一優先とし、他に <u>NTT 西日本株</u>式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。 【近畿日本鉄道株式会社】 第 1 (略) 第 2 対策 1 (略) 2 応急措置 (1)～(2) (略) (3) 諸施設関係 ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、社内「地震・津波<u>に関する</u>取扱内規」の各部門の点検チェック表により、諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。	正 表記の整理
第 2 章 災害復旧計画				
20	325	第 1 節 民生安定のための緊急措置 第 1～第 2 (略) 第 3 被災者生活再建支援金（法）の支給 1～3 (略) 4 支援金の支給窓口 (1) (略) (2) 申請時の添付資料 ①基礎支援金：<u>リ</u>災証明書、住民票 等 (略) 第 4～第 8 (略) 第 9 災害復旧資金の融資	第 1 節 民生安定のための緊急措置 第 1～第 2 (略) 第 3 被災者生活再建支援金（法）の支給 1～3 (略) 4 支援金の支給窓口 (1) (略) (2) 申請時の添付資料 ①基礎支援金：<u>罹</u>災証明書、住民票 等 (略) 第 4～第 8 (略) 第 9 災害復旧資金の融資	表記の整理

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前							修 正 後							備 考
	329	(略)							(略)							時点修正
		資金名	資金の種類 (融資 対象者)	貸付 金額	資金 使途	融資 期間	利率	備考	資金名	資金の種類 (融資 対象者)	貸付 金額	資金 使途	融資 期間	利率	備考	
		〔経営 安定 資金〕	市内で事業を 営む会社・個 人・医療法 人・協同組合 等で、自然災 害等により被 害を受けたこ と	2 億 8,000 万円	設 備 ・ 運 転	<u>1 年</u> <u>以内</u> <u>3 年</u> <u>以内</u> <u>5 年</u> <u>以内</u> <u>7 年</u> <u>以内</u> 10 年 以内	<u>年</u> <u>0.8%</u> <u>年</u> <u>1.1%</u> <u>年</u> <u>1.2%</u> <u>年</u> <u>1.3%</u> <u>年</u> <u>1.4%</u>	信用 保証 付	〔経営 安定 資金〕	市内で事業を 営む会社・個 人・医療法 人・協同組合 等で、自然災 害等により被 害を受けたこ と	2 億 8,000 万円	設 備 ・ 運 転	(削除) 10 年 以内	<u>融 資</u> <u>期 間</u> <u>に よ</u> <u>り 異</u> <u>な る</u>	信用 保証 付	
			(大規模災 害向け) 市内で事業を 営む会社・個 人・医療法 人・協同組合 等で、自然災 害等により被 害を受け、次 の①または② のいずれかに	2 億 8,000 万円		<u>3 年</u> <u>以内</u> <u>5 年</u> <u>以内</u> <u>7 年</u> <u>以内</u> 10 年 以内	<u>年</u> <u>1.0%</u> <u>年</u> <u>1.1%</u> <u>年</u> <u>1.2%</u> <u>年</u> <u>1.3%</u>			(大規模災 害向け) 市内で事業を 営む会社・個 人・医療法 人・協同組合 等で、自然災 害等により被 害を受け、次 の①または② のいずれかに	2 億 8,000 万円		(削除) 10 年 以内	<u>融 資</u> <u>期 間</u> <u>に よ</u> <u>り 異</u> <u>な る</u>		

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前							修 正 後							備 考
330		該当すること ①中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること ②激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けたこと							該当すること ①中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること ②激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けたこと							
		令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日現在							令和 <u>8</u> 年 4 月 1 日現在							
		第 10（略） <u>（追加）</u>							第 10（略） <u>第 11 特別行政相談活動の連絡・調整等</u> <u>中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。</u>						指定地方行政機関への行政評価局の追加に伴う修正	
		第 <u>11</u> 復旧・復興事業からの暴力団排除							第 <u>12</u> 復旧・復興事業からの暴力団排除							

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(略)	(略)	